

会計・監査 ジャーナル

Vol.29



JICPA

Accounting & Audit Journal

日本公認会計士協会機関誌

7
2017

座談会

監査法人の ガバナンス・コードを めぐって



報告記

グローバル会計・監査フォーラム

「国際的な市場経済を支える会計・監査の最新動向」報告

グローバル会計・監査フォーラム

「公認会計士監査の変革のとき～品質による競争の時代へ」報告

World Accounting Report Vol.3

-Implementing IFRS 15 in Korea-

出典

『会計・監査ジャーナル』（2017年7月号、日本公認会計士協会出版局、第一法規株式会社）

※ 無断複製・転用・公開、第三者使用を禁じます。

視 Point of View 点

証券取引等監視委員会委員長

は せ が わ み つ ひ ろ

長谷川 充弘



監査機能の強化に向けた取組と 証券取引等監視委員会の協働について (第9期証券監視委の発足に当たって)

証券監視委の四半世紀の歩みと市場の風景

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)は、昨年12月、検察出身の私、監査法人出身の浜田 康委員、シンクタンク出身の引頭麻実委員による第9期がスタートした。平成4年の発足時には、いわゆる「無法者」が市場を跋扈し、バブル景気の崩壊に伴う悪質・重大事犯も少なくなく、その犯則調査、刑事告発に重点が置かれたが、その後、平成17年に課徴金制度が導入され、取引調査・開示検査の権限が付与され、平成23年に現行の6課体制(総務、市場分析審査、証券検査、取引調査、開示検査、特別調査の各課)に移行し、幅広い監視活動を行い、金融商品取引法等の法令違反につき金融庁への多様な勧告を行うことを基調としつつ、悪質・重大事犯を刑事告発するという多機能、フル装備の監視機関となった。金融・証券行政のエキスパートの幅広い視点と、公認会計士、法律家、警察・国税等からの出向者、証券業界出身者等の多様な専門性とが調和し、それぞれの持ち味が発揮される組織に成長し、タテ割りの弊害を克服し、関係各機関と連携し、ヨコ展開を図るようになった。

今、証券会社、自主規制機関の売買審査、上場審査の体制が強化され、上場会社等のガバナンス体制も向上し、公正性・透明性を誇れる市場となったが、まだまだ多くの「無法者」が市場に存在する中、他方で少子高齢化、グローバル化、IT化の進展に伴う

新しい様々な問題への対応が課題になっている。

上場会社の意識・文化・体制の変遷

上場会社には、「恥ずかしいことはできない」という意識・文化があり、その役職員は、その社会的ステータスを誇り、会計監査を行う監査法人に対しては、「決して、御迷惑をおかけしません」と言っていたと聞く。そして、「恥ずかしい」問題を包み隠すだけの総会屋対策等も過去のものとなり、上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上、役職員の意識改革には、近年、めざましいものがある。しかし、開示規制違反、価格形成に関する不公正取引、インサイダー取引等の最近の様々な事案を見ると、一部の上場会社の意識・文化・体制上の問題が散見される。また、日本を代表する名門のグローバル企業で、「恥ずかしいことはできない」ではなく、「恥ずかしい数字は出せない」という誤った姿勢に基づく巨額の不正会計が行われていたことが明らかとなり、大きな衝撃を多方面に与えた。

会計監査の品質の向上・強化に対する期待の高まり

近時、経済の健全な発展のためには、資本市場の公正性・透明性への信頼、とりわけ上場会社の開示への信頼の確保が重要であり、会計監査の品質の向上、強化が必要であるとの認識が国際的にも高まり、監査法人の役割への関心も強くなっている。

そうした中、最近、上場会社等の監査を担当する監査法人を念頭において、「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」が金融庁の有識者検討会で取りまとめられて公表され、その諸原則が会計監査実務の現場で具体化され、着実に定着していくことが期待されている。

様々な議論を踏まえて策定されたようであるが、私は、まず、監査法人が果たすべき役割に関する原則1の指針1-3「監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである」と、業務運営に関する原則4の指針4-2の人事管理・評価及び報酬につき、「法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである」、指針4-3の留意点の「法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること」という諸点に示された「職業的懐疑心」の保持・発揮に注目している。というのは、会社提供の資料を前提として会計基準に照らして監査するだけでなく、不正を看過してはいけなく、不正を見抜かないといけなくという意識で臨み、疑問点に関する説明、追加資料を求めても、被監査会社から十分な対応が得られない場合がある上、監査期間の制約もあるなど、監査法人の構成員がその役割を主体的に果たす上で様々な悩みもあると聞くからである。「職業的懐疑心」は、あらゆるプロフェッショナルの生命線であり、今回のガバナンス・コードで、それが発揮できるよう組織的担保に努められることの意義が大きいと思う。

他方、原則4の後段で「法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである」とされた点、指針4-4で「監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである」とされた点も、「職業的懐疑心」の発揮、不正の発見・指摘、未然防止にとって重要である。監査法人との対話の活性化により、被監査会社の業務、会計を監督して適正を確保する役割を担う監査役、監査委員や、業務を執行する役職員が公認会計士の「職業的懐疑心」に誠実に向き合

い、監査上のリスク等に真摯に対応することは、適正な会計監査、信頼性の高い財務諸表の開示のために有益であり、資本市場の期待に応えることになる。この点、証券監視委の開示検査においても、その対話の状況に着目するし、監査法人等との意見交換等でも確認しつつ、対話の活性化の支援に努めていきたい。

監査法人と証券監視委の協働について

上場会社の実力値を正しく反映した決算の数字を明らかにして開示することは、投資家の投資判断だけでなく、その会社の健全な発展のためにも重要である。悪い数字を隠して事態を深刻化させた事例は枚挙にいとまがない。問題を直視し、一時的には痛みを伴っても、対症療法だけでなく根治療法を施していくことは、企業の健全な再生、発展に不可欠であり、株主、投資家にとってだけでなく、その企業、グループ企業、下請け、取引先の多数の従業員とその家族の生活にとっても重要である。

「証券取引等監視委員会 中期活動方針（第9期）～四半世紀の活動を踏まえた新たなステージへ～」については、『会計・監査ジャーナル』2017年5月号の佐々木清隆事務局長の解説を参照されたいが、その新機軸の重要施策の「深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み」は、「根本原因の追究」、「検査・調査で得られた情報の多面的・複線的な活用」、「情報発信の充実」によって展開される。他方、「説明責任」、「協働」が証券監視委の重要な価値観である。検査・調査において、開示規制違反が認められた場合、課徴金勧告等を行うだけでなく、その根本原因を究明して明確にし、その会社の経営陣と議論することで再発防止に努めるとともに、このような同種違反の未然防止に必要なポイントを分かりやすく発信し、会計監査に関わる方々とも問題意識を共有し、監査の品質向上・強化に役立てていただけるよう努めていきたい。

監査法人の会計監査と、証券監視委の監視活動は、上場会社等の財務状況の適正な開示によって、資本市場の公正性・透明性への信頼を確保する重要なソフト・インフラである。皆様方との協働、連携の一層強化のため、第9期証券監視委の委員3名は、事務局とともに力を合わせていくので、ご理解、ご支援を賜りたい。